

2020年3月11日

函南町長 仁科 喜世志 殿

株式会社ブルーキャピタル  
代表取締役



「函南町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例への  
照会に対する回答」に関するご照会

拝啓

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます

弊社は、貴町より令和元年12月10日付函都第435号「函南町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の経過措置における届出の提出について（再依頼）」（以下「本届出依頼」という）を受けていた為、弊社から2019年12月25日付で本届出依頼に対する照会をし、（以下「弊社照会」という。）その後、弊社照会に対して、貴町から令和2年1月22日付「函南町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例への照会に対する回答」（函都第44号）（以下「貴回答書」という）を受け取りました。

つきましては、以下のとおり回答書に対する弊社の回答及び函南町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例（以下「本条例」という。）の解釈等に関する弊社の疑問点および見解を記載致しますので、貴町のお考えをご教示いただきたくお願い申し上げます。

## 1 条例の適用

貴町は、2019年9月13日更新の貴町ホームページ「函南町自然破壊等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の運用について」（以下「貴町ホームページ」という）において、「既に稼働中のものや、条例施行前に法令の規定に基づく許認可の申請・届け出が済んでいるものについては、この条例の一部（事業の実施に対する届け出や同意・不同意の判断）は適用されませんが、条例施行以降の事業の変更や維持管理状況、施設の撤去などについては条例が適用されるものであり、その内容を確認・指導していくため、条例附則の規定により事業者へ届け出を求めることとなります」と掲載されております（括弧中の下線は弊社が付したものです。）

本件では、本条例の施行日である令和元年10月1日より前に貴町における太陽光発電事業（以下「弊社事業」という。）に関する許認可の申請・届出済の認識でありますが、本条例のどの規定が不適用であり、どの規定が適用されるのか、条文番号を明示のうえ具体的にお示し願います。



## 2 弊社事業に本条例第9条第1項が適用されない点

貴町は、貴回答書において、「経過措置の規定により本条例第9条第1項の届出を求めた場合においても、事業に変更が生じる場合は、本条例第9条第2項の届出をした上で変更について本条例第9条第3項により同意を得る必要があると解釈しております」と回答されておりますが、1で引用した貴町ホームページ下線部によれば、条例施行前に法令の規定に基づく許認可の申請・届け出が済んでいるものについては、この条例の一部（事業の実施に対する届け出や同意・不同意の判断）は適用されないとされております。

貴町の公式見解に拠るならば、弊社事業は令和元年10月1日より前に許認可の申請・届出を済ませておりますので、本条例のうち事業の実施の届出に係る規定（本条例第9条第1項）は非該当であります。

そして、本条例第9条第2項は「事業者は、前項の規定により届け出た同項各号に掲げる事項に変更が生ずるときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を町長に届け出なければならない。」と規定しており（括弧中の下線は弊社が付したものです。）、本条例第9条第1項の届出を行っていることが前提で本条例第9条第2項が適用となります。

上記の理由から、弊社事業は本条例第9条第1項の適用対象ではないため、同2項についても弊社事業には適用されないものと解釈しております。

## 3 本条例第9条第1項の届出を求める根拠が不明確である点

貴町は、「事業に変更が生じた場合」における「同意の判断」のために「本条例第9条第1項の届出を提出して頂く必要がある」としてしておりますが本条例第9条第3項は「事業者は、町内において事業を実施しようとするとき又は町内において実施している事業を変更しようとするときは、町長の同意を得なければならない。」と規定しており（括弧中の下線は弊社が付したものです。）。「町長の同意」を得るためには本条例第9条第1項の届出が必要である等の条件は一切付されておらず、本条例第9条第3項の同意の判断を行うために本条例第9条第1項の届出を要求する法令上の根拠等が不明確であります。

## 4 本届出依頼は本条例第15条第1項1号に基づくものではない点

さらに、貴町は、本届出依頼において、本条例附則2を根拠として、弊社に本条例第9条第1項の届出を要請されています。

他方、貴町は、貴回答書において、「函南町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の経過措置における届出の提出について（再依頼）」につきましては、…

【中略】…、本条例第15条の規定に基づくものではございません」「今回の提出依頼については本条例第15条の規定に準ずるものと理解しております」と述べ（括弧中の下線は弊社が付したものです。）、本届出依頼が本条例第15条に基づくものではない旨を明言されております。

弊社と致しましては、本条例第15条第1項1号は適用されないため、弊社が本届出依頼に従って本条例第9条第1項の届出を行わなかったとしても、同条1項頭書の貴町の町長

による「指導又は助言」の対象にはならず、同2項の「勧告」並びに第16条の経済産業省への「情報提供」及び「公表」の対象にもならないものと考えております。

#### 5 弊社事業に本条例第9条第2項および第3項を適用するのは妥当でない点

弊社事業に関する届出の依頼は、上記4のとおり、本条例9条1項に基づくものではなく、第15条に準じた行政指導と存じますが、上記2に引用した貴町の貴回答書によれば、経過措置により届出を求めた案件につき届出をした場合、事業に変更が生じれば、本条例第9条第2項の届出および同第3項の町長同意の対象となるとされております。

この点につきましては、本条例本則に基づかない行政指導に基づくものとして行われた届出提出後、事業に変更が生じる場合は第9条第2項および第3項の対象となるのであれば、当初条例本則の適用対象ではなかった事業が、その後の行政指導に従った結果、本則が適用されることとなれば、実質的に本条例が遡及適用されることと同様になるため、妥当ではありません。

#### 6 本条例附則2に基づく届出を提出しなかった場合の取扱いが妥当でない点

貴回答書なお書きにおいて、「本条例附則の経過措置の規定による本条例第9条第1項の届出を提出していただけない場合、町として既存の土地利用計画等の資料により判断をすることとなり、本条例第9条第2項及び第3項に関する審査が遅滞するおそれや、判断に影響を及ぼすおそれがある」と記載されておりますが、この記載は、本条例第15条に準ずる行政指導に従わず届出を提出しなかった場合においても、本条例本則が適用され、事業が変更になったときは貴町は本条例第9条第3項の町長同意の審査を既存の資料により実施するが、届出をしていないとその審査が遅滞または判断に影響を及ぼす（町長の同意が得られない）というご趣旨でしょうか。

また、事業の変更等を行わず、且つ、届出を提出しない場合も、第9条第3項の「町内において事業を実施しようとするとき」に該当し、町長の同意等を得なければならず、その審査を既存の資料に基づき行うというご趣旨でしょうか。いずれのご趣旨であっても、そのような取扱いは、本条例附則のみが適用されるべき事業に関して本条例本則を遡及適用することとなり、妥当ではないと考えます。

#### 7 事業の変更の解釈について

本条例第9条第3項の町長の同意が必要となる事業の変更について、本条例は、その定義や範囲等の規定がなく、これについては本条例の解釈に拠るところとなります。

この点について、本条例第1条で本条例の「目的」を次のように規定しております。「この条例は、町民の財産である緑豊かな自然環境や美しい富士山等の眺望景観及び防災環境の保全と再生可能エネルギー発電事業との調和を図るため必要な事項を定め、もって災害の発生を防ぎ、町民の安全・安心で生活しやすい環境の保全に寄与することを目的とする」

次に、本条例第3条で「町の責務」を次のように規定しております。「町は、第1条の目的を達成するため、この条例の適正かつ円滑な運用に努めるものとする。」と規定しており、同第4条第1項は「事業者の責務」として、「事業者は、関係法令及びこの条例を遵守し、

町の景観、自然環境及び生活環境に影響を与えないよう配慮するとともに、地元自治会等、土地所有者及び近隣関係者（以下、この条において「利害関係者」という。）に対して事業に係る計画の内容、維持管理の方法等について説明し、利害関係者と良好な関係を保持するよう努めるものとする。」等。

さらに、貴町ホームページにおいては、次のように記載されております。「この条例は、町民の財産である眺望景観や防災環境の保全と再生可能エネルギー発電事業との調和を図るために必要な事項を定め、災害の発生を防ぎ、町民の安全・安心で生活しやすい環境の保全に寄与することを目的としており、町・事業者・町民それぞれに責務を与えています。」（括弧中の下線はいずれも弊社が付したものです。）。

上記の本条例の目的や町及び事業者の責務等によると、本条例第9条第3項が規定する町長の同意が必要となる「事業」の「変更」とは、本条例の目的である災害の発生の防止や環境の保全に具体的な影響を与えるような重大な変更を指すものであって、軽微な変更や形式的な変更をはじめとした、災害の発生や環境の保全等に具体的な影響を与えない、又は殆ど影響を与えないものについては、同項がいう「事業」の「変更」には含まれておりません。

軽微な変更や形式的な変更等においても、一律に町長の同意を必要とするような条例の運用や適用を行った場合、かかる条例の運用や適用は本条例第3条が規定する「条例の適切かつ円滑な運用」という町の責務に違反するとともに、憲法第29条が保障する財産権や憲法第22条第1項が保障する営業の自由に対する不当ないし過度な制約となり、許容されないものであります。

## 8 結論

貴回答書及び本条例に関する弊社の疑問点および見解は以上に述べたとおりです。誠に恐縮でございますが、本件について対応するにあたり上記解釈に関する貴町のご認識をお伺いしたく、その根拠及び法令等をご教示のうえ、ご回答くださいますようお願い申し上げます。

敬 具